

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十二年六月八日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―七十一号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―六十号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―百六号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―二十五号線	指定の取消しに係る道路の位置
五十一・四〇	三十七・五〇	二十・五〇	二十九・五〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三・〇〃六・〇	一・五〃二・〇	六・〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)